

R7.7.9

飼料製造管理者講習会の開催について

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）」に基づき、飼料の製造に当たり**特別の注意を必要とする飼料等①②③を製造する**際に、法令に定められた資格を有する飼料製造管理者を設置する必要があります。

※①②③を自家配合している農家も該当します。（裏面設置要件参照）

- ① 落花生油かす、尿素又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料
- ② 抗菌性物質製剤を含む飼料
- ③ 飼料添加物

対象事業場となる場合は、標記講習会を受講する必要があります。

〔講義〕令和 8 年 1 月 8 日（木）～令和 8 年 2 月 27 日（金）

講習 9 科目×各 4 時間（e-ラーニングシステムでの動画視聴）

〔試験〕令和 8 年 2 月 27 日（金）14 時～16 時（予定）

最寄りのテストセンターにおいて PC による受験

11 月頃、各自で会場を選択し予約が必要。

〔受講料〕48,500 円（入金締切）令和 7 年 10 月 24 日（金）

〔講習会修了後〕講習内容を習得したのものには、修了証書を交付。

講習会の詳細は「令和 7 年度飼料製造管理者講習会について」を参照

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_koshu.html

なお、受講を希望する場合は、農林水産消費安全技術センターへ直接お申し込みください。

申込期間:令和 7 年 7 月 16 日～8 月 29 日(郵送の場合は必着)

申込フォーム <http://www.famic.go.jp/event/>

【お問合せ先】

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

本部 肥飼料安全検査部 飼料管理課 担当:奥山

TEL:050-3797-1857 FAX:048-601-1179

e-mail:kanrisha@famic.go.jp

